

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 81 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 新条例第 7 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 11 項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて<u>特定地方公社等職員</u>（新条例第 7 条第 5 項第 2 号に規定する<u>特定地方公社等職員</u>をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて<u>特定地方公社等職員</u>となった場合について準用する。</p> <p>14 附則第 9 項に規定する者又は附則第 11 項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 2 条の 3 及び第 6 条の 5 の規定による退職手当の額は、新条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで、37 年条例第 44 号附則第 3 項並びにこの条例附則第 5 項から附則第 8 項までの規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び 37 年条例第 44 号附則第 3 項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。</p>	<p>附 則</p> <p>1～12 [略]</p> <p>13 新条例第 7 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 11 項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>（新条例第 7 条第 5 項第 4 号に規定する<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて<u>特定一般地方独立行政法人等職員</u>となった場合について準用する。</p> <p>14 附則第 9 項に規定する者又は附則第 11 項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第 2 条の 3 及び第 6 条の 5 の規定による退職手当の額は、新条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで、37 年条例第 44 号附則第 3 項並びにこの条例附則第 5 項から附則第 8 項までの規定にかかわらず、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び 37 年条例第 44 号附則第 3 項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。</p>

以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

15 [略]

16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) [略]

17 特殊退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「政令」という。）附則第14項に規定する特殊退職に相当する退職をいう。以下この項及び次項において同じ。）をし、かつ、附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、政令附則第16項の規定の例により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、特殊退職した際に支給を受けた退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の

以下この号において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

15 [略]

16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) [略]

17 特殊退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「政令」という。）附則第14項に規定する特殊退職に相当する退職をいう。以下この項及び次項において同じ。）をし、かつ、附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、政令附則第16項の規定の例により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含み、特殊退職した際に支給を受けた退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の

前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

18 [略]

19 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第7条第4項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は、行わない。

20～32 [略]

33 附則第9項、附則第11項、附則第15項又は附則第19項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第24項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額については、附則第14項の規定を準用する。この場合において、附則第14項第2号の規定中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

34 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項又は附則第32項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第

前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

18 [略]

19 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第6条の4第1項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は、行わない。

20～32 [略]

33 附則第9項、附則第11項、附則第15項又は附則第19項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第24項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額については、附則第14項の規定を準用する。この場合において、同項第2号の規定中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

34 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項又は附則第32項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3

5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条例第44号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

35 附則第15項及び附則第19項又は附則第32項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（37年条例第44号附則第3項の規定の適用を受ける者で附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条例第44号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条例第44号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

35 附則第15項及び附則第19項又は附則第32項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（37年条例第44号附則第3項の規定の適用を受ける者で附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条例第44号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

36～40 [略]

36～40 [略]

附則別表

平成13年3月31日以前	<u>年5.5パーセント</u>
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	<u>年4.0パーセント</u>
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	<u>年1.6パーセント</u>
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	<u>年2.3パーセント</u>
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	<u>年2.6パーセント</u>
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	<u>年3.0パーセント</u>
平成21年4月1日以後	<u>年3.2パーセント</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。